

【題名】

「運転免許関係手続等における新型コロナウイルス感染症への対応について（警察庁ホームページ）」

【ポイント】

○運転免許証の有効期間の末日が令和3年9月30日までの方については、運転免許センター等に事前申し出をすることにより、運転及び更新可能期間の延長が可能となります。

【本文】

1 新型コロナウイルス感染症への対応として、運転免許証有効期間の末日が令和3年9月30日までの在留邦人の方については、運転及び更新可能期間の延長措置の事前申出が可能となりました。この申出については、郵送による方法も認められていますところ、一般的には、免許証の住所地を管轄する都道府県警察の運転免許センター等に対し、申請書（都道府県警察のホームページからダウンロードしたもの）、免許証のコピー、切手を貼付した返信用封筒等を郵送し、都道府県警察が延長後の期日を指定したシール（免許証の裏面に貼付するもの）を返送することとなります。ただし、申出の方法については都道府県警察によって多少異なるため、外国から申出の場合は、それぞれの都道府県警察に相談してください。

2 新型コロナウイルス感染症の影響により免許証を更新することができず、免許を失効させた方については、失効した日から3年以内かつ新型コロナウイルス感染症の影響により手続を行うことが困難であると判断される状況が止んだ日（帰国後の水際対策措置による待機期間の末日の翌日等）から1か月以内であれば、免許の再取得にあたり、学科試験及び技能試験が免除されます。

3 なお、下記の警察庁ホームページに関連事項が記載されています。

https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/corona/index_corona_special.html